

匠瑳市市長と語る会「まちづくり懇談会」開催要領

(趣旨)

第1条 市は、市民と市長との対話を通じ、これからのまちづくりに関する意見及び提言を聴くことにより、市民による市政への理解を深め、市民との協働によるまちづくりを推進するため、市長と語る会「まちづくり懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催するものとする。

(開催)

第2条 懇談会は、地区コミュニティ組織又は市内を活動拠点とする各種団体(政治団体及び宗教団体を除く。以下同じ。)若しくはグループ(以下「団体」という。)の主催により開催するものとする。

2 懇談会の開催回数は、一の団体につき年2回以内とする。

(開催日及び時間)

第3条 開催日及び時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。ただし、12月28日から翌年1月4日までの日を除く。

(1) 平日 午前10時から午後9時までの間における2時間以内

(2) 土曜及び日曜 午前10時から午後5時までの間における2時間以内

2 前項の開催日及び時間によることが困難な場合は、団体と市の協議により、開催日及び時間を決定するものとする。

(参加者)

第4条 懇談会に参加できる者は、市内在住者とする。ただし、各種団体及びグループにあっては、この限りでない。

2 懇談会の参加は、原則として10人以上とする。

3 懇談会の参加者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 単なる要望、苦情等の行政相談又は特定の個人若しくは団体の権利に関する事項その他これからの市全体若しくは地域のまちづくりの推進に直接関係のない事項はテーマとして取り上げないこと。

(2) みだりに席を離れ、若しくは不体裁な行為等により懇談会を妨害し、又は会場の秩序を乱すような行為をしないこと。

(市の出席者)

第5条 市の出席者は、市長とする。ただし、市長は、特に必要と認めた場合は、職員を出席させることができる。

(テーマ)

第6条 懇談会のテーマは、これからの市全体又は地域のまちづくりの推進に関するものとし、あらかじめ参加者から次条に規定する申込みのあった事項のとおりとする。

(申込み)

第7条 懇談会を開催しようとするときは、団体の代表者（以下「主催者」という。）は、懇談会を開催しようとする日の1月前までにまちづくり懇談会申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(会場)

第8条 懇談会の会場は、原則として、匠瑤市民ふれあいセンター、匠瑤市生涯学習センター、コミュニティセンターその他の公共施設とする。

2 会場となる施設の使用料は、主催者が負担するものとする。ただし、市の施設を会場とする場合は、この限りでない。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、秘書課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年12月7日から施行する。

附 則（令和3年5月13日市長決裁）

施行日

この要領は、市長決裁の日から施行する。

附 則（令和4年4月20日市長決裁）

施行日

この要領は、市長決裁の日から施行する。

別記様式（第7条関係）

年 月 日

匝瑳市長 あて

団体名
代表者

まちづくり懇談会申込書

まちづくり懇談会を開催したいので、匝瑳市市長と語る会「まちづくり懇談会」開催要領第7条の規定により、下記のとおり申し込みます。

懇談会テーマ		
開催希望日 (12/28～1/4を除く)	第1希望	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
	第2希望	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
会場	名称	
	所在地	
参加予定人員	人 (原則として10人以上)	
連絡先	担当者	
	住所	
	電話番号	

備考 開催希望日については、御希望に沿えない場合があります。